



2023年2月16日

各 位

会社名 株式会社 小野 測 器  
代表者名 代表取締役社長 大越 祐史  
(コード番号 6858 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役常務執行役員 濱田 仁  
(TEL. 045-476-9706)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2023年3月17日に開催予定の第69回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的および条件

#### (1) 導入の目的

当社は、中期経営計画で掲げた事業再生を成し遂げるため、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、報酬の業績連動性を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として本制度を導入することとします。

なお、当社における社外取締役による経営に対する助言機能（専門性に基づく助言等を通じた企業価値の向上）を踏まえ、一定水準の株式報酬を支給することは妥当と判断し、社外取締役も本制度の対象に含めることとしております。

#### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することと、併せて現行の金銭報酬の限度額も変更することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

1992年3月27日開催の定時株主総会において当社の取締役の金銭報酬限度額を月額15百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）とすること、および2017年3月17日開催の定時株主総会において株式報酬（ストックオプション）が導入され、取締役に対するストックオプションの限度額を年額で30百万円とすることについて、それぞれご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、取締役の金銭報酬限度額の変更と、これとは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに割り当て済みのものを除き、現行のストックオプションは廃止し、今後、ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度の導入により、取締役の金銭報酬の限度額を年額150百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。うち社外取締役は年額30百万円以内）と変更（減額）するとともに、これとは別枠で対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される株式報酬総額は、年額60百万円以内（うち社外取締役は年額6百万円以内）とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年8万5千株以内（うち社外取締役は年8千5百株以内）といたします。なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することが出来るものとします。

これにより、従来の金銭報酬の限度額（月額を年に換算した額）と株式報酬限度額の合計額を変えず、金銭報酬限度額を減額したうえで、株式報酬限度額を増額するとともに、ストックオプション報酬から譲渡制限付株式報酬へと移行することとします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

### 3. 当社の執行役員への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上